

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業(地域密着型サービス等整備助成事業)補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（地域密着型サービス等整備助成事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の対象経費及び補助金の交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助対象外費用)

第3条 次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 既に実施している事業に要する費用
- (2) 他の国庫負担（補助）制度又は県負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
- (3) 土地の買収又は整地に要する費用
- (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (5) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (6) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助額の算出方法)

第4条 別表第 2 欄に定める区分ごとに第 3 欄に定める補助単価に第 4 欄に定める単位の数に乗じて得た額の合計額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を補助額とする。ただし補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付要綱第 3 条に定める地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書は、様式 1 のとおりとする。

(補助金の交付条件)

第6条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

1 市町村又は民間事業者が補助事業を実施する場合には、次に掲げる事項を条件として付する。

(1) 補助事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

ウ 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している者

(イ) 暴力団員が実質的に運営している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(2) 事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、沖縄県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

(3) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

(5) 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。

(6) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、沖縄県知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - (8) 沖縄県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
 - (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
 - (11) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式2により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
 - (12) 補助事業を行う者が(1)から(11)までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- 2 市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、市町村に対し、次に掲げる事項を条件として付する。
- (1) 市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対して、市町村が補助金を交付する場合には、次に定める条件を付さなければならない。
- ア 市町村補助対象事業者のうち、次に掲げる者は、補助の対象としない。
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者
 - (ロ) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - a 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
 - b 暴力団員が実質的に運営している者
 - c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - d 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - e 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- イ 市町村補助対象事業者が市町村補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- ウ 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- エ 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。
- オ 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- カ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- キ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- ク 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ケ 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- コ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に速やかに市町村長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- サ 市町村補助対象事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (6) (5)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ沖縄県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) (5)のキにより市町村補助対象事業から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- (8) (5)のサにより市町村補助対象事業から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(補助金の変更承認)

第7条 補助金交付要綱第4条に定める、補助金変更承認申請書は様式3のとおりとし、事業中止（廃止）承認申請書は様式4のとおりとする。

(補助事業の事前着手)

第8条 補助金交付要綱第5条第2号に定める交付決定前着手承認申請書は様式5のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助金交付要綱第6条に定める状況報告は次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業者は、補助対象事業に係る工事の着手があったときは、様式6により工事に着手した日から10日以内に沖縄県知事に報告するものとする。
- (2) 補助事業者は、毎年度12月末日現在の補助対象事業に係る進捗状況を、翌年1月末日までに様式7により沖縄県知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付要綱第7条に定める事業実績報告は様式8のとおりとする。

(補助金の概算払)

第11条 補助金交付要綱第8条に定める補助金概算払申請書は様式9のとおりとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成27年4月1日から開始する既存事業については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成30年4月1日から開始する既存事業については、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月24日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画におい

て、事業の期間を平成 31 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を令和 3 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を令和 5 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 11 月 6 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を令和 6 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を令和 7 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 補助単価

1 補助対象事業	2 区 分	3 補助単価	4 単 位	5 対象経費
地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型サービス施設等の整備（サテライト型居住施設・事業所を含む。）			
	地域密着型特別養護老人ホーム （ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	8,295千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室	5,530千円	整備床数	
	小規模な（定員29名以下）介護老人保健施設 （ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	69,200千円	施設数	
	小規模な（定員29名以下）介護医療院	69,200千円	施設数	
	小規模な（定員29名以下）ケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	5,530千円	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	41,500千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500千円	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数	
	介護予防拠点（※1）	11,000千円	施設数	
	地域包括支援センター	1,480千円	施設数	
	生活支援ハウス	66,150千円	施設数	
	緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数	
	施設内保育施設（※2）	14,800千円	施設数	
	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,530千円	整備床数	
	介護施設等の合築等			
	上記「地域密着型サービス施設等の整備（サテライト型居住施設・事業所を含む。）」の事業対象施設と合築・併設（ただし、「地域密着型特別養護老人ホーム」と「地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室」の組み合わせのみの合築・併設は対象に含まない。）	合併・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額（千円未満端数切り捨て。）	上記に準ずる	
	空き家を活用した整備			
	認知症高齢者グループホーム	11,000千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	認知症対応型デイサービスセンター			

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
特別養護老人ホーム	1,400千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		

注) 整備区分については、創設や増築(床)のほか、改築、増改築等も可能であること。

注) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める下記施設(取壊し費用含む)については、第3欄に定める補助単価に0.32を乗じて得た額(千円未満端数切り捨て。)を加算する。

小規模多機能型居宅介護事業所、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院

注) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島等に所在する場合は、第3欄に定める補助単価に0.08を乗じて得た額(千円未満端数切り捨て。)を加算する。

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助単価を施設種別毎の平均利用定員数で除した「1床あたりの整備単価」に「増床する床数」を乗ずるなど合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

※1…介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備する場合を含む。

※2…介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設(主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。)